

令和 7 年国勢調査調査用品等の受入れ・保管・仕分け・梱包・配送業務
に係る一般競争入札心得

（目的）

第 1 条 この心得は、令和 7 年国勢調査調査用品等の受入れ・保管・仕分け・梱包・配送業務に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第 2 条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）の諸規定並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

3 入札参加者は、仕様書等その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（入札）

第 3 条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札書に記載する金額は、消費税を含まない額を記載し、金額の頭に¥マークをつけアラビア数字で記載すること。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札当日の参加人員は、1 業者 1 名とする。

（入札の辞退）

第 4 条 入札参加資格を認められた者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を令和 7 年国勢調査八尾市実施本部に提出するものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入

札執行担当職員に直接提出して行う。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第7条 八尾市財務規則第111条による次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 指定の日時及び場所に提出しない入札
 - (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
 - (5) 入札者の記名押印を欠く入札
 - (6) 同一の入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (7) 同一の入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
 - (9) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- (落札者の決定)

第 8 条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者とする。

(再度入札)

第 9 条 開札した場合において、各人の入札金額が予定価格の範囲を超えると
きは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は、2 回で打ち切るものとする。

2 第 7 条の規定による無効の入札をした者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が 2 名以上である場合の落札者の決定)

第 10 条 落札とすべき同価格の入札をした者の数が 2 以上であるときは、
直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がある
ときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第 11 条 落札者は、落札決定後速やかに、八尾市財務規則第 120 条で定める
額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の
全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第 12 条 落札者は、本市担当者が別途指示する方法により、契約書を提出し
なければならない。

(異議の申立て)

第 13 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等の内容等についての
不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。